

「新たな保育の仕組み」についての意見

吉田 正幸

本日の会議は所用により欠席いたしますので、以下の通り意見を申し述べさせていただきます。

〔議論の前提の確認〕

今後の具体的な議論を有益なものにするためにも、「公的保育」ということについて、十分な共通理解がなされる必要があると考えます。

「公的保育」とは、公の目的によって行われる保育の総称のこと（公的な制度にのっとった保育のこと）であり、必ずしも「公的」＝「市町村行政の第一義的責任」「公立保育所で行われる保育」ではありません。社会福祉法人立の保育所も（もちろん公立保育所も）、それ以外の設置主体による保育所も、公的な保育システムの中でいかに有効に機能できるかが問われるべきであって、現行制度のように保育の実施責任を市町村に負わせることだけが唯一の公的保育ではないと考えます。

公的保育とは、公益性、公共性、安定性（持続性）、公平性が担保された保育の提供の仕組みを指すものであり、言い換えると①国による責任ある制度設計がなされている（法律、制度など）、②国や地方公共団体による一定の関与がある、③ナショナル・ミニマムとしての最低基準が確保されている、④必要なセーフティネットが整備されている、④必要な公費が投入されている、といった条件が満たされた保育システムのことだと考えられます。

従って、こうした条件を満たした公的保育システムをいかに構築するか、その具体的な制度設計に資する議論を行うのが当委員会の役割であると思います。

〔保育対象範囲について〕

「すべての子どもの健やかな育ちの支援」（すべての子どもの最善の利益）を大前提として、可能な限り多様で幅広い保育サービスの給付メニューを用意することが必要です。その中で、認可保育所による保育サービスが今後とも中心的な役割を果たすことは当然ですが、それに加えて認可保育所だけではカバーしきれない多様なニーズが存在することを念頭に置いて、第1次報告の言う「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の観点から、専業主婦家庭への支援を含む多様な保育サービスを質・量ともに保障することが重要です。

その際、様々な保育対象範囲に対応する保育サービスは、以下のような類型で捉えることができます。

○ 定型的保育サービス：一定の日数・時間を保障した保育を行うもの

例えば週に3日以上、1日に6～11時間（2～3区分）の保育など

○ 非定型的保育サービスⅠ：定型的保育サービスと組み合わせて行うもの

例えば延長保育、休日保育、早朝・夜間保育、病児・病後児保育など

○ 非定型的保育サービスⅡ：定型的保育サービスとは独立して行うもの（主として専業主婦家庭）

例えば一時預かり、つどいの広場など

また、保育サービスの提供形態については、保育所のような専門施設で行うもの、家庭的保育のように保育者の居宅で行うもの、ファミリー・サポート・センターのように特定の施設に依存しないもの、

病児・病後児保育のように特定の設備を備えた施設で行うもの、あるいは複合的な機能を持った専門的施設で行うものなど、様々な形態があります。

こうした多様な類型、提供形態を柔軟に組み合わせることによって、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を目指すことが重要だと考えます。

〔保育の提供の仕組みについて〕

保育利用までの流れに関して、「利用者が市町村に認定の申請」を行う場合、情報の非対称性に配慮して、保育所等の基本情報や対応できるサービスメニューに加えて、保育所等の空き状況や入所の優先性や選考のルール、契約書のひな形、保育サービス利用までの代替・補完サービスの内容などを分かりやすく提供するワンストップ・サービスを行う必要があります。

その際、特に保育所の空き状況などについては、リアルタイムでの確な情報が提供できるよう、情報提供システムをIT化することも重要だと考えます。また、利用者からの相談に適切に応じられるよう、ファミリー・ソーシャル・ワーカーの役割を果たせる専門スタッフを配置することも望まれます。

優先的な利用の確保に関しては、主としてひとり親家庭や虐待事例などが想定されますが、特に虐待事例の場合、保護者からの自発的な利用申請が期待できないケースもあり得るため、民生・主任児童委員や乳児家庭全戸訪問事業などとも連携しつつ、社会的養護の視点も踏まえて、何らかの措置的な対応を検討する必要があります。

また、ひとり親家庭については、単純に共働き家庭より優先性が常に高いとは言い切れないケースもあるため（共働き家庭であっても、父母が長時間・不規則就労や夜間勤務の場合など）、その就労状況や家庭での養育状況などを丁寧に判断する必要があります。なお、子どもの貧困率をみても、母子家庭などがより困難な状況に置かれているケースが多いことから、家庭の貧困化という観点も重要になると考えます。

一方、優先的な利用の確保を保障するため、市町村が一定の関与をして受け入れ可能な保育所等を斡旋した場合、受け入れ側の保育所等は基本的に定員の弾力化を活用して受け入れることを基本にすべきだと考えます（初めから定員の一定割合を空けておく場合は、職員配置など保育所等の運営に対する支援措置を講じることが必要）。

また、一般の保育利用に対する「何らかの順位付け」については、需要が供給を上回っている場合、国が順位付けに関する指針を示した上で、市町村が具体的なガイドラインを作成し、個々の保育所等が実際の基準を定めることが求められます。その際、希望する保育所に入所できなかった利用者に対して、何らかの代替措置や不服申し立てを可能にすることを検討する必要があると考えます。

〔利用保障の範囲について〕

「標準的な利用保障の範囲」に関しては、就労時間や通勤時間、子どもの生活の連続性等に配慮した利用時間を設定することが基本となりますが、その際、就労時間については変形労働時間制やフレックスタイム制をとっている利用者にも配慮することが求められます。また、現行制度では、保育所に自由契約児（私的契約児）が認められていますが、すべての必要とする子どもに保育を保障する公的保育という観点から、自由契約児のような例外規定はなくすべきと考えます。

このほか、障害児への対応に関しては、発達障害も含めた在り方を検討することが望まれます。